

2020年1月19日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 家族信託について
- 清算人について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.70



エバー総合法律事務所

1 家族信託とは、法律として明確な使われ方をしているわけではなく、民事信託（以下「信託」と表現します）において家族間で行われる信託とお考えいただければよいと思います。では「信託」とはなんのでしょうか。信託法という法律があり、「特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。略）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう」とされています。もう少し平たく言いますと、ある目的のために、委託者から財産の管理や処分などの委託を受けて所有権を受託者の名義に移転し、受託者はその目的に従って管理し、それによって受益者が利益を受けるといったものです。受益者は委託者であることもあり、第三者でも構いません。このような信託の中で、家族間の信頼から家族内で行われる信託を家族信託と呼ぶことがあります。

平成18年に信託法の改正があり、成年後見制度と比較して使いやすい面もあることから信託が取り上げられることも増えてきたと思います。今回は、成年後見制度と比較しながら、メリット・デメリットについて述べてみたいと思います。

2 メリットについて

(1) 契約内容の柔軟性について

成年後見制度は、後見を受ける方（被後見人と言います）の財産保護のための制度です。判断力を失った方の資産を守るために、財産の処分（自宅については許可が必要）については裁判所への報告が義務付けられ、厳しくチェックを受けます。リスクのある取引については消極的と言われるゆえんです。

これに対して、信託は、委託者の設定した信託の目的に従って柔軟に内容を決めることができます。委託者の死亡によっても預金口座が凍結されないように定めることができます。

判断力がある身体障害のある方の場合に、成年後見制度の利用は無理ですが、信託では可能になる点も有益な点といえます。

(2) 受託者を指定できることについて

成年後見人の選任にあたっては裁判所が、処理す

べき事務やそれに必要な能力等を判断し、専門職を選任するなど家族以外の方を選任することがあります。これは被後見人の保護のためにやむを得ない面ではあります。ですが、後見人が第三者ですと報酬が発生することや、家族への資産承継を考える場合にはそぐわないことなどから、成年後見制度について不満が生じることがあります。

信託では、受託者を指定し、報酬についてもどうするか自由に定めることができます。

3 デメリットについて

(1) 後見制度との違い

以上のように信託が素晴らしい制度のように感じますが、やはり注意しなければならない点もあります。まず、成年後見との違いとして信託は財産的な対応になり、身上監護については対応できませんので、任意後見契約など別の契約による対応が必要になります。

(2) 課税上の注意

信託の場合、資産の名義は受託者に変更されますが、利益を受けるのは受託者ではなく、受益者ですので受益者に課税されることとなります。委託者と受益者が同じ場合には、利益が生じないので課税はされませんが、受益者が第三者である場合には贈与の問題が生じます。

また、収益物件を信託財産に入れた場合、信託不動産の年間収支上の赤字はなかったものとみなされるため、信託以外の所得と損益通算ができないことや損失の翌年への繰り越しもできないなど、注意が必要です。

信託契約を検討する場合には、どのような内容にするのか税務上の問題も検討しながら内容を確定する必要があります。

(3) その他

農地については信託財産にできないことや、遺留分対策については別途検討する必要があるなど、メリット・デメリットを考えながら弁護士に相談しながら決めていく必要があるでしょう。関心がある場合にはご相談ください。



1 清算人とは

清算人とはその名のとおり株式会社（株式会社を念頭に以下述べます）の解散にあたり、その財産を清算する方のことを言います。清算人は、定款や株主の総意などで決める必要がありますが、通常は代表取締役がそのまま清算人として就任することが多いといえます。

財産があり清算業務が必要な会社でしたら、清算人は清算手続として、業務の終了作業を行い、債権の取立てや債務の弁済、残余財産を株主へ分配するという作業を行います。しかし、特に資産がなく廃業をする場合などはそのような手続をせず、解散登記で清算人の登記をしたまま放置されているケースも多く見受けられます。

このような登記があっても実害はあまりありませんが、問題は、自分の不動産登記上に清算会社の抵当権の設定仮登記や所有権移転仮登記などなんらかの登記が残っている場合があります。金銭貸借などを理由として過去に設定されたまま、長い年月放置されたものと思われます。また、よくあるケースで、私道部分に清算会社の不動産共有持分があるなど資産が見つかり、処理が必要な場合などです。このような場合の対処法として、清算人制度を利用します。

2 登記されている清算人が存在しない場合の対処法

登記されている清算人が存在している場合には、清算会社を相手に登記の抹消や不動産所有権（持分）の移転を求めればよいのですが（裁判も同様です）、清算人が死亡していたり、その所在が不明の場合が問題になります。この場合には、裁判所に新たな清算人の選任を申し出て、裁判所に選任してもらいます。申立には利害関係が必要ですが、この点はそれほど厳格には要求されていませんので、選任が必要な理由を記載すれば比較的選任は容易です。通

常は、弁護士などの法律の専門家が選任されます。

清算人は本来会社全般の業務の清算が役割ではあるのですが、このように例えば不動産の売却など限定された職務だけのスポット的な選任も通常行われています。

そして、清算人を相手に交渉やあるいは裁判を提起して目的を遂げることとなりますが、清算人としてはこの職務の処理が終われば職務は終了ということになります。

このような場合のほかに破産会社の破産手続終結後、資産が見つかり処理が必要な場合にも清算人の制度の利用が可能です。

3 関連して

解散登記はされていないけど、代表取締役が死亡していたり、所在が不明な場合もあります。例えば、上記のようにある株式会社の何十年前の古い仮登記（抵当権や所有権移転）が相続土地について、その処理をしたいのだけれど、代表取締役に連絡をつけられない場合などです。この場合には、消滅時効という制度を利用して、裁判で抹消する方法が考えられます。この消滅時効を利用して裁判を提起する場合には、裁判上の特別代理人という制度がありますので、その制度を利用する方法があります（清算人の場合も特別代理人の選任が可能な場合があります）。清算人にしても特別代理人にしても、弁護士が選任されることが多いとは思いますが、特別代理人の方がより簡便な制度です。

過去の分譲地の販売にあたり、販売会社が私道などに共有持分を有したまま、廃業になっているケースが県内では散見されます。土地を売却する際に、建物建築が可能かどうかで接道義務が問題になり、その関係で私道に持分を有するかどうかの影響することがあり、上記のような処理が必要になることがあります。ご心配の方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2020年1月21日火曜日、1月31日金曜日、2月5日水曜日、2月12日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

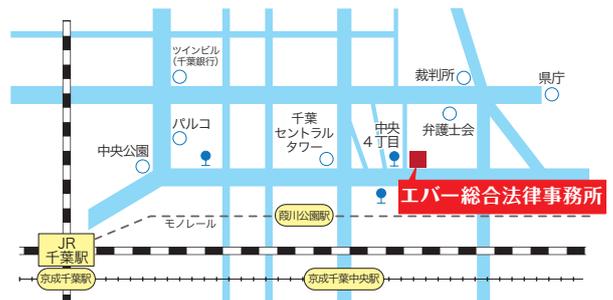
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。